

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会中、特に議案の提出や撤回等について説明し、これらに関する見解を述べます。なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

### Q1 委員会に付託された事件の撤回について

定例会に提出された長提出の条例案が会期の初日に上程され、同日に所管する常任委員会に付託された。

翌日から常任委員会の審査が開始されたが、長から議長に対し当該議案について撤回の申出がされた。この申出を受けて撤回の準備をしていたところ、参考書に「議長から付託委員会の委員長に通告し、委員長が委員会で報告して了承を得ることが適当」との記載があった。会議規則上は、付託委員会です承を得ることを求める規定がないことから、この「付託委員会の了承」とは、委員会の議決（撤回の承認）など、どのような手続きを求めているのか。

A1 議案（事件）の撤回について会議規則上

連載 27

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

は、Q1に記載のとおり付託委員会での承認は不要です。したがって、会議規則上は本会議での議決（撤回の承認）のみで議案（事件）の撤回が可能です。

しかし、規則上は撤回に際し付託委員会の関与（内諾）は不要となっていないも、当該事件を付託委員会として審査していたことなどから、議長から付託委員会に対し当該議案の撤回について、あらかじめ通告等を行うことが適当です。Q1の参考書に記載されている「付託委員会の内諾」とは、このことを述べていると考えます。よって、「付託委員会の内諾」は、法令に基づく行為ではなく、議案（事件）撤回を円滑に行うために行っておくことが望ましい事実上の行為です。このため、委員会で承認の議決を得る（仮に議決しても法的な効力は生じない）ことも委員会への報告だけ

で済ますことも可能です。要は、各市議会の先例や慣例等を参考に参考書に記載されている「委員会の内諾」に該当する手続きを行えば良いということです。

### 参考 標準市議会会議規則

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

### Q2 議案提出の要件について

議会に提出された議員提出議案について、提出者である議員の一人が提出者の取消しを申し出てきた。仮にこの取消しを認めると、提出要件を満たさなくなる。

このような状況になった場合、議案の効力に影響が生じるのか。

**A2** 提出者の取消しの申出が行われた時、当該議案が議会で審議されていたか否かで結論が大きく異なります。

提出された議案（事件）の提出者は、提出後、提出者の取消しを申し出ることとは可能です。取消しの手続きは、会議規則には明確な規定はありませんが、Q1の議案（事件）の訂正、撤回と同様に議会の議題となる前は議長の許可、議題となった後は議会の議決によるとされています。

「法令に規定されている提出要件は、議案の提出又は発議の際の要件であって、審議継続の要件ではない（行政実例 昭和31年9月28日）」とされているため、提出後の提出者の取消しによって提出要件が満たさなくなっても問題がないと考えることもできますが、議案（事件）の提出には当該議案（事件）を議題とする（上程）までの時を含むものと解すべきであることから、Q2の議案の上程前に提出者の取消しが行われるならば、提出要件を欠くものと解します。逆に当該議案の上程後に提出者の取消しが行われるならば、提出要件を欠くものと解する必要はありません。

**Q3**

請願提出の要件について  
上程前に請願紹介議員の取消しを許可した場合、当該請願の提出要件である請願紹介議員が欠けたと解し、当該請願を陳情とすることになるのか。

**A3** 結論から申し上げますと、請願の要件を満たさなくなったと解する必要はなく、引き続き請願として扱うことは可能と解します。

その理由として、①請願は、公の機関に対して希望を開陳するにとどまり、請願の内容について審理をし、何らかの判定を求める権利を包含するものではなく、それが受理されればその目的を達するものであるから、議員の紹介は請願書の受理の要件にとどまると解するのが相当であること、②本来請願は、第三者の紹介を要件とするのではなく、議会に対する請願について議員の紹介を必要とされる例であるが、議会に対する請願については、一般の請願の場合との均衡を失うことなどから、議員の紹介は、請願を提出する受理要件であると解されています。

したがって、受理が行われ、上程前に紹介議員の取消しが行われても、既に受理されているため、その後も請願として議会の審議に付すことは問題ないと解します。ただし、議

員は請願を紹介するに当たり、当該請願の内容が自己又は会派の政策に合致するか否かを慎重に検討し、一度紹介したら正当な理由がない限り紹介を取り消すべきではないと考えます。正当な理由のない紹介議員の取消しは、当該議員の政治姿勢を問われるおそれがありますので、慎重に判断して紹介議員になるか否かを判断すべきです。

しかし、実際の審議、審査において請願の内容を理解している紹介議員がいなくという場合は、請願に対する質疑に対する答弁を行う者が限られてしまい（請願採択による執行上の影響等について執行機関が答弁することが予想される）、審議、審査への影響が懸念されますので、可能ならば新たな請願紹介議員を付することが良いと考えます。

**参考 行政実例（昭和49年4月2日）**

**問** 議会閉会中に所定の要件を備えた請願が提出され、議長がこれを受理したが議会に付議する前に紹介議員が紹介を取り消し、死亡または辞職する等によって当該請願に係る紹介議員が全てなくなった場合、議会はこの請願をどのように取り扱ったら良いか。

**答** 設問の場合においては、新たに紹介議員を付することが適当である。

**Q4** 議長が提出された議案の受理を拒否することについて

議員、首長が提出した議案に対して、会派代表者会議や議会運営委員会で協議した結果、「時期尚早」という意見が大半を占めたため、議長に対し当該議案の受理を拒否するべきという結論になった。

この結論を踏まえて、議長は首長及び議員に対し、提出された議案の受理を拒否することができるのか。

**A4** 結論から申し上げますと、受理を拒否することはできません。

議長の職務は、正規の手続きを経て提出された議案（事件）を議会の審議に付す手続きを行うことです。Q4に記載されているような、「時期尚早」という理由で、首長や議員が提出した議案（事件）の受理を拒否したり、議事日程に記載しないことは中立公正を旨とする議長の権限として認めることはできません。このような対応が可能ならば、議長が気に入った内容の議案（事件）のみが議会の審議に付されることになり、住民の代表として多様な意見の中から結論を出していくという議会本来の役割から乖離した運営となり、議長不信任決議案等の提出など、議会内が混乱

することになります。

会派代表者会議や議会運営委員会で「時期尚早」という意見が出たということですが、そのような意見は当該議案の審議や審査のなかで明らかにするべきものです。特に議会運営委員会は議案（事件）の付託委員会として常任委員会がよいのか又は特別委員会を設置して付託すべきかなどを協議するところであることから、議案（事件）の提出の際は議案（事件）の外形的な事項（提出要件が満たされているかなど）の確認程度にとどめることが適当です。また、会派代表者会議は、議会運営委員会で協議が整わないとき、補完的に活動することが期待されていることに留意する必要があります。

参考 行政実例（昭和25年6月1日）

問 不完全な議案（たとえば公安委員選任議案で名前の記載がないもの。）ということ  
で、議長はその議案を本会議に上程しな  
かった。妥当であるか。

答 設問の場合は妥当である。

**Q5** 衆議院解散中の意見書提出について

衆議院の解散中の定例会において、  
国等へ意見書の提出を求める請願が審  
議され、採択となった。

これを受けて、国等へ意見書を提出することになるが、そもそも衆議院の解散中に衆議院や内閣に意見書を送付することが可能なのか。

**A5** 地方議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができます（地方自治法第99条）。意見書の国会への送付については、平成12年の地方自治法改正で認められました。

衆議院解散中に意見書を可決した場合の国会等への提出については、内閣については、衆議院が解散しても内閣は総辞職とはなりません。内閣の総辞職は、衆議院選挙後に召集される国会の開会直前に開かれる閣議において行われます。したがって、衆議院解散中に担当大臣宛に意見書を送付することは可能です。

次に衆議院議長への意見書提出ですが、通常は「衆議院議長 国会 太郎殿」宛に提出しますが、解散中のため「衆議院議長 殿」宛に提出することになりますので、こちらも衆議院解散中に意見書を送付することは可能です。

ただ、議決してから数日後に新しい衆議院議長が決まることになっている場合は、議会

での審議は上記記載で審議、可決し、正式に衆議院議長が就任した後に氏名を記載して送付することも可能です。その際は議会で意見書が可決したときに議長就任後に議長の氏名を記載して国会に送付する旨を述べておくことが適当です。

**Q6** 請願に添付されていた意見書案と議員の意見書案の提出について

各市議会に意見書提出を求める請願が提出され、当該請願には請願者が作成した意見書案が添付されていた。

仮にこの請願を採択した場合、請願に添付されていた意見書案も原案可決となるのか。可決とならないとしたら、議員又は所管の委員会からの意見書案の提出となるが、その内容は添付された意見書案と同じでなければならぬのか。

**A6** 意見書の提出を求める請願に意見書案が添付されている事例があります。しかし、議会の議決の対象は請願であり、請願に添付されている意見書案は請願の採択に関する参考資料です。また、意見書の提案権は、議員又は所管する委員会にあるのであって、請願者にはありません。

以上のことから、請願書に請願者が作成した意見書案が添付されていたとしても、議決の対象は請願のみであり、添付されていた意見書案は議決の対象ではないため、請願の採択によって意見書案が可決することにはなりません。

意見書については、請願の採択後に議員又は所管する委員会からの提出議案として上程し、審議することが適当です。なお、当該意見書案の提出ですが、法上は請願が採択されるまで提出できないという訳ではありません。したがって、本会議や委員会での請願の採択、不採択に関係なく議員などは意見書案の提出をすることが可能ですが、請願を審査している委員会などから審査結果等を軽視した行動と判断され、意見書案の提出を問題視する動きが出る可能性がありますので、慎重な判断が必要です。

以上のことから、①本会議で請願が採択された後に議長が意見書案が提出された旨を述べ、意見書案を日程に追加（要議決）して審議する方法と②あらかじめ請願の後に意見書案を日程に記載する方法が考えられますが、先に述べたことから①の方法が適当と考ええます。仮に②の方法を用いるならば、請願が本会議で採択となる事が確実な場合に用いるのが適当です。仮に②の方法を用いて請願が本

会議で不採択となった場合ですが、請願と意見書案は相互に関連する事件ですが、あくまで別個の事件であるため、請願の不採択をもって自動的に意見書案が否決とはなりませんので、請願の不採択を受けて意見書案の提出者が当該意見書案の撤回を申し出ない限り、意見書案は日程通り審議されます（通常は、意見書案は否決となる。）。  
なお、議長はQ4とこれに対する回答と同様に本会議で請願の採択が確定していないことを理由に提出された意見書案の受理を拒否することはできません。

参考文献

- 議会運営の実際（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
- 地方自治法質疑応答集（第一法規）